

# ゴルフ場排水に含まれる農薬等の水質検査に係る指導指針

平成3年4月25日  
大気水質課長通知  
(最終改正 令和2年3月31日)

## (目的)

第1 この指針は、ゴルフ場から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）に含まれる農薬及び肥料（以下「農薬等」という。）の流出実態について、ゴルフ場事業者が自主的に水質検査を実施し、その結果を踏まえ、ゴルフ場で使用される農薬等の流出防止に係る適切な措置を講じることにより、ゴルフ場からの農薬等による公共用水域・水道水源の水質汚濁及び水域の生活環境動植物の被害を未然に防止することを目的とする。

## (検査項目及び指針値等)

第2 水質検査に係る検査項目及び指針値等は、次のとおりとする。

### (1) 検査項目

検査項目は、原則として、芝等の病害虫及び雑草の防除等に使用される農薬等で、次に掲げる項目とする。

① 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（令和2年3月27日環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知。以下「局長通知」という。）に定める水濁指針値<sup>※1</sup>及び水産指針値<sup>※2</sup>が設定される農薬

② 全窒素及び全燐

### (2) 指針値等

排水を排出する場所（以下「排水口」という。）における農薬濃度に係る指針値等は、水濁指針値、水産指針値及び別表に掲げる管理目標値とする。

#### ※1 水濁指針値

別表に掲げる指針値をいい、別表に記載のない農薬であっても農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年環境省告示第60号）において定める基準値（以下「水濁基準値」という）が設定されているものについては、その値を10倍した値とする。

#### ※2 水産指針値

農薬取締法第4条第1項第8号に基づく生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年環境省告示第31号）のうち、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号イの基準（以下「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準」という。）において定める基準値（以下「水産基準値」という。）が設定されている農薬について、その値を10倍した値とする。

## (検査時期)

第3 検査時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 検査項目に該当する農薬等の使用量が年間を通じて多い時期とする。

(2) 採水は、検査項目に該当する農薬等の使用後、最初の降雨から5日以内で、農薬

等がもっとも流出しやすい考えられる日（排水量が増加する日等）とする。

（検査場所）

第4 水質検査を実施する場所は、次のとおりとする。

- (1) 上水道の取水施設の上流域に立地するゴルフ場は、上水道の取水施設を有する河川流域毎の排水口のうち、場外への流出状況が把握できる代表的（集水面積が最も大きい等）な排出口とする。
- (2) 上水道の取水施設の上流域以外に立地するゴルフ場は、排水口のうち、場外への流出状況が把握できる代表的（集水面積が最も大きい等）な排水口とする。
- (3) (1)及び(2)で規定する排水口で採水が不可能な場合は、予め県と協議するものとする。

（検査回数）

第5 検査回数は、原則として、各検査項目毎に年に2回以上とする。

ただし、当該農薬等の使用が年1回の場合は、1回とする。

（指針値を超えたときの措置）

第6 検査結果が別表に掲げる農薬等の指針値等を超えた場合は、直ちに管轄する地域防災総合事務所（地域活性化局）に連絡することとし、県の指導のもと、再度排出口における農薬の水質検査及び原因究明調査を実施するものとする。

（再検査等）

第7 次に掲げる事項に該当する場合は、再度水質検査を実施するものとする。

- (1) 検査結果が別表に掲げる農薬の指針値等を超えた場合で、当該農薬を再度使用した場合
- (2) その他、県が必要と認め指示した場合

（分析方法等）

第8 農薬等の分析方法等は、原則として、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 採水に用いる容器は、農薬等を分析する目的で予め洗浄された共栓付褐色ガラス瓶とする。
- (2) 別表に掲げる農薬の分析は、原則として、局長通知に基づく分析方法又は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日健水発1010001号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づく方法によるものとする。
- (3) 全窒素及び全燐の分析は、それぞれ、「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）の40及び41の方法によるものとする。
- (4) 水質検査は計量証明事業登録機関又は公的機関で実施するものとし、採水後、速やかに分析依頼するものとする。  
やむを得ず保存する場合は、冷暗所（10℃以下）に保存するものとする。

（報告）

第9 報告事項は、次のとおりとする。

(1) 第4に基づき水質検査場所を選定した場合は、様式1により、市町を経由し、予め管轄する地域防災総合事務所（地域活性化局）に報告するものとする。

(2) 水質検査結果は、様式2により、検査結果が判明次第速やかに、市町を経由し、管轄する地域防災総合事務所（地域活性化局）に報告するものとする。

ただし、第6及び第7に該当した場合は、様式3により同様に報告するものとする。

(情報の提供)

第10 水質検査結果等は、地域住民等の要請があればその情報提供に努めるものとする。

附 則

この指導指針は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成4年3月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成5年1月20日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成7年1月30日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成9年5月8日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成27年1月9日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この指導指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

## ゴルフ場排水口における農薬濃度に係る指針値等

種別	農薬名	指針値 (mg/l)	管理目標値 (mg/l)	
		全ゴルフ場	上水道の取水施設の上流域に立地する新設のゴルフ場	上水道の取水施設の上流域に立地する既設のゴルフ場
殺菌剤	イプロジオン	3	指針値の1/10とする。 ただし、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」別添2（水質管理目標設定項目15）に記載のある農薬は、その数値とする。 また、管理目標値は、指針値を上回らないものとする。	当面、原則指針値の1/2とする。
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクジンとして)		
	シプロコナゾール	0.3		
	チウラム（チラム）	0.2		
	チオファネートメチル	3		
	トルクロホスメチル	2		
	バリダマイシン	12		
	ヒドロキシイソキサゾール（ヒメキサゾール）	1		
	ベノミル	0.2		
殺虫剤	ダイアジノン	0.05		
	チオジカルブ	0.8		
	トリクロルホン（DEP）	0.05		
	ペルメトリン	1		
	ベンスルタップ	0.9		
除草剤	シクロスルファミロン	0.8		
	シマジン（CAT）	0.03		
	トリクロピル	0.06		
	ナプロパミド	0.3		
	フラザスルフロロン	0.3		
	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)		

## 備考

- 「上水道の取水施設の上流」とは、水道法第3条第8項に規定する水道施設のうち水道原水を取り入れるための施設の上流で、付表に示すものをいう。
- 表に掲げた農薬の指針値について、今後新たに水濁基準値が設定された場合には、その値を10倍した値を指針値とする。  
水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載しているもので、随時確認されたい。  
(水濁基準値) [https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku\\_kijun/kijun.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)  
(水産基準値) <https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>
- 新設のゴルフ場とは、平成3年5月1日以降に料金を徴し、一般の用に供するゴルフ場及び既設のゴルフ場のうち、9ホールを超えて増設するゴルフ場をいう。
- 既設のゴルフ場とは、平成3年5月1日までに、料金を徴し、一般の用に供しているゴルフ場をいう。
- 上水道の取水施設の上流域に立地するゴルフ場に係る管理目標値は、次のとおりとする。
  - 新設のゴルフ場は、水濁指針値及び水産指針値の1/10とする。  
ただし、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」別紙
  - 農薬類（水質管理目標設定項目15）に記載のある農薬は、その数値とする。
  - 管理目標値は、水濁指針値及び水産指針値を上回らないものとする。

付 表

No.	河川名	水域の範囲	No.	河川名	水域の範囲
1	狼谷川	桑名市多度地区上水道古野水源地から上流	34	柘植川	伊賀市上水道水源地から上流
2	肱江川	桑名市多度地区上水道水源地から上流	35	服部川	伊賀市上水道水源地から上流
3	員弁川	朝日町上水道縄生水源地から上流	36	宮谷川	伊賀市上水道水源地から上流
4	朝明川	川越町上水道水源地から上流	37	河内谷川	伊賀市上水道水源地から上流
5	三滝川	四日市市上水道三滝水源地から上流	38	名張川	名張市上水道大屋戸取水所から上流
6	内部川	四日市市上水道内部水源地から上流	39	赤羽川	紀北町上水道紅ヶ平水源地から上流
7	鈴鹿川本川	本川と派川の合流地点から上流	40	大瀬川	紀北町三浦簡易水道水源地から上流
8	鈴鹿川派川	四日市市上水道楠水源地から上流	41	市の川	紀北町古里道瀬簡易水道水源地から上流
9	安濃川	津市上水道水源地から上流	42	銚子川	紀北町上水道便ノ山水源地から上流
10	穴倉川	津市上水道水源地から上流	43	大舟川	紀北町北部簡易水道馬瀬水源地から上流
11	雲出川	津市上水道三雲水源地から上流	44	船津川	紀北町北部簡易水道上里水源地から上流
12	櫛田川	松阪市上水道第2 水源地から上流	45	往古川	紀北町北部簡易水道中里水源地から上流
13	祓川	明和町上水道水源地から上流	46	矢ノ川	尾鷲市上水道矢ノ川水源地から上流
14	笹笛川	明和町上水道水源地から上流	47	古川	尾鷲市賀田古江簡易水道水源地から上流
15	大堀川	明和町上水道北部第2 水源地から上流	48	八十川	尾鷲市三木里簡易水道水源地から上流
16	宮川	伊勢市上水道宮川水源地から上流	49	梶賀川	尾鷲市梶賀簡易水道水源地から上流
17	五十鈴川	伊勢市上水道五十鈴川水源地から上流	50	三木谷川 浦越川	尾鷲市三木浦簡易水道水源地から上流
18	紙漉川	鳥羽市上水道堅神水源地から上流	51	宮の谷川 龍頭川	尾鷲市九鬼簡易水道水源地から上流
19	加茂川	鳥羽市上水道岩倉水源地から上流	52	酒醒川	尾鷲市須賀利簡易水道水源地から上流
20	五ヶ所川	南伊勢町五ヶ所新水道水源地から上流	53	逢神川	尾鷲市曾根簡易水道水源地から上流
21	泉川	南伊勢町上水道泉水源地から上流	54	大川	尾鷲市早田簡易水道水源地から上流
22	神津佐川	南伊勢町上水道神津佐水源地から上流	55	逢川	熊野市二木島簡易水道水源地から上流
23	伊勢路川	南伊勢町上水道ムクロジ第2 水源地から上流	56	湊川	熊野市新鹿簡易水道湊水源地から上流
24	六川原川	南伊勢町上水道相賀水源地から上流	57	里川	熊野市新鹿簡易水道中山水源地から上流
25	村山川	南伊勢町吉津簡易水道水源地から上流	58	甫母大川	熊野市甫母簡易水道水源地から上流
26	河内川	南伊勢町河内簡易水道水源地から上流	59	遊木川	熊野市遊木簡易水道水源地から上流
27	小方川	南伊勢町小方方座簡易水道水源地から上流	60	西郷川	熊野市上水道木本水源地から上流
28	道方川	南伊勢町中島簡易水道水源地から上流	61	熊野宮川	熊野市上水道大泊浄水場から上流
29	東宮川	南伊勢町東奈賀簡易水道水源地から上流	62	井戸川	熊野市上水道井戸水源地から上流
30	奥川	大紀町錦簡易水道第2 水源地から上流	63	産田川	熊野市上水道久志屋浄水場から上流
31	大谷川	伊賀市上水道水源地から上流	64	尾呂志川	御浜町上水道水源地から上流
32	松林坊川	伊賀市上水道水源地から上流	65	市木川	御浜町上水道水源地から上流
33	木津川	伊賀市上水道水源地から上流	66	新宮川	紀宝町上水道水源地から上流

様式 1

## 水質検査場所報告書

年 月 日

三重県知事 へ

ゴルフ場名

住 所

代表者名

記入担当者名

電話番号

「ゴルフ場排水に含まれる農薬等の水質検査に係る指導指針」（平成3年5月1日施行）に基づき、農薬等の水質検査場所を下記のとおり報告します。

記

農薬等の水質検査場所

項 目	検査場所 No.1	検査場所 No.2	検査場所 No.3
排水口名称			
集水面積(m <sup>2</sup> )			
コース数			
最終調整池容量(m <sup>3</sup> )			
放流先河川名			

(注)検査場所付近の概略図面を添付すること。

様式 2

## 水 質 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

三重県知事 へ

ゴルフ場名

住 所

代 表 者 名

記入担当者名

電 話 番 号

「ゴルフ場排水に含まれる農薬等の水質検査に係る指導指針」（平成3年5月1日施行）に基づき、農薬等の水質検査結果を下記のとおり報告します。

記

農薬等の水質検査結果

別 紙 （No.            ~No.            ） の と お り

（注）検査場所付近の概略図面及び計量証明書の写しを添付すること。

別紙

## 水質検査結果

No.

ゴルフ場名	Tel :				
採水地点名					
採水担当者		放流先下流上水道の取水施設		有 ・ 無	
採水年月日		天候	日雨量      mm		
採水時間		気温	℃		
分析年月日		分析機関名			
採水の状況		水温	℃		
採水日までの日数	1 日前	2 日前	3 日前	4 日前	5 日前
天 候					
日降雨量 (mm)					

(注)日降雨量については、把握できる場合に記入すること。

### 検査結果 (農薬、全窒素、全りん及びその他の項目)

水質検査項目名	使用日 (月日)	使用場所	使用量 (kg)	検査結果 (mg/l)

(注)この書類は、採水地点毎に使用すること。

